

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法が見直されることに伴い、教員特殊業務手当の額の改定を行うため、滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年滋賀県条例第48号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 教員特殊業務手当のうち、部活動指導業務に従事した場合に支給する手当の額を引き上げることとします。（第4条関係）
- (2) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第3条 省略                      (教員特殊業務手当)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 前項第4号に掲げる業務 <u>2,700円</u></p> <p>第4条の2以下 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略                      (教員特殊業務手当)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 前項第4号に掲げる業務 <u>3,900円</u></p> <p>第4条の2以下 省略</p>